

安全データシート (SDS)

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称(製品名): ノンスケール H
供給者の会社名称: 株式会社タセト
住所: 〒251-0014 神奈川県藤沢市宮前100-1
担当部門: 品質保証グループ
電話番号: 0466-29-5636
緊急連絡先及び電話番号: 0466-29-5638 (化学品技術グループ)
推奨用途: 焼きなまし等、熱処理時の酸化スケール防止剤
使用上の制限: 推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家の判断を仰ぐ

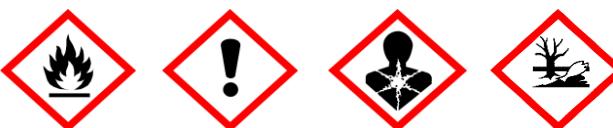
2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類

| | | |
|------------|--------------------------------|---------------------------|
| 物理化学的危険性: | 引火性液体 | 区分2 |
| | * 記載のない物理化学的危険性は、分類対象外か分類できない。 | |
| 健康に対する有害性: | 急性毒性(経口) | 分類できない |
| | 急性毒性(経皮) | 分類できない |
| | 急性毒性(吸入: 気体) | 区分に該当しない (分類対象外) |
| | 急性毒性(吸入: 蒸気) | 区分4 |
| | 急性毒性(吸入: 粉じん及びミスト) | 分類できない |
| | 皮膚腐食性／皮膚刺激性 | 区分2 |
| | 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 | 区分2 |
| | 呼吸器感作性 | 分類できない |
| | 皮膚感作性 | 分類できない |
| | 生殖細胞変異原性 | 分類できない |
| | 発がん性 | 区分2 |
| | 生殖毒性 | 区分1A |
| | 生殖毒性・授乳に対する 又は授乳を介した影響 | 追加区分 |
| | 特定標的臓器毒性(単回ばく露) | 区分1(中枢神経系、呼吸器系、 腎臓、肝臓) |
| | 特定標的臓器毒性(反復ばく露) | 区分3(麻酔作用) |
| | 誤えん有害性 | 区分1(神経系、呼吸器系、腎臓) |
| 環境に対する有害性 | 水生環境有害性 短期 (急性) | 区分1 |
| | 水生環境有害性 長期 (慢性) | 区分2 |
| | オゾン層への有害性 | 区分2 |
| | | 分類できない |

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル:



注意喚起語:

危険

危険有害性情報:

- H225 引火性の高い液体及び蒸気
H304 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
H315 皮膚刺激
H319 強い眼刺激
H332 吸入すると有害(蒸気)
H336 眠気又はめまいのおそれ
H351 発がんのおそれの疑い
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H362 授乳中の子に害を及ぼすおそれ
H370 臓器(中枢神経系、呼吸器系、腎臓、肝臓)の障害
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(神経系、呼吸器系、腎臓)の
障害
H400 水生生物に毒性
H411 長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き:

【安全対策】

- P201 使用前に取扱説明書(カタログ等)を入手すること。
- P202 全ての安全注意(本SDS等)を読み理解するまで取り扱わないこと。
- P210 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
- P233 容器を密閉しておくこと。
- P240 容器を接地しアースをとること。
- P241 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器等を使用すること。
- P242 火花を発生させない工具を使用すること。
- P243 静電気放電に対する措置を講ずること。
- P260 ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
- P263 妊娠中／授乳期中は接触を避けること。
- P264 取扱い後は手をよく洗うこと。
- P270 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- P271 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
- P272 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- P273 必要なとき以外は、環境への放出を避けること。
- P280 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

【応急措置】

- P301+ P310+P331 飲み込んだ場合:直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。
- P302+ P352 皮膚に付着した場合:多量の水／石鹼で洗うこと。
- P303+ P361+P353 皮膚(又は髪)に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。
皮膚を水又はシャワーで洗うこと。
- P333+ P313 皮膚刺激又は発疹が生じた場合:医師の診察／手当を受けること。
- P362+P364 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- P304+ P340 吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息されること。
- P314 気分が悪いときは、医師の診察／手当を受けること。
- P305+ P351+P338 眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していく容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- P337+ P313 眼の刺激が続く場合:医師の診察／手当を受けること。
- P308+ P313 ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師の診察／手当を受けること。
- P370+P378 火災の場合:消火するために有効な消火剤を使用すること。(粉末、炭酸ガス、泡等)
- P391 漏出物を回収すること。

【保管】

- P102 子供の手の届かないところに置くこと。
- P403+ P233 容器を密閉して、涼しく換気の良い場所で保管すること。

【廃棄】

- P501 内容物／容器を国際、国、都道府県、又は市町村の規則に従って産業廃棄物として処理すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別: 混合物

成分及び含有量:

| 成分番号 | 内容成分 [化学名又は一般名] | 濃度(wt%) | CAS No. | 官報公示整理番号 (化審法) |
|-------|--------------------|---------|------------|-------------------|
| 1 | アルミニウムペースト | 23~28 | — | — |
| (1-1) | (アルミニウム) | (15~20) | 7429-90-5 | — |
| (1-2) | (ミネラルスピリット) | (5~10) | 64742-81-0 | (9)-1689 |
| (1-3) | (芳香族系炭化水素) | (5~10) | 64742-95-6 | (9)-1702 |
| (1-4) | (トリメチルベンゼン) | (1.6) | 非公開 | 非公開 |
| 2 | 樹脂 | 8~13 | 非公開 | 非公開 |
| 3 | キシレン | 24 | 1330-20-7 | (3)-3 |
| 4 | エチルベンゼン | 21 | 100-41-4 | (3)-28 |
| 5 | トルエン | 20 | 108-88-3 | (3)-2 |
| 6 | オクタメチルシクロテトラシロキサン | <0.5 | 556-67-2 | — |

():アルミニウムペースト中に含まれる成分、製品中の濃度。

危険有害成分:

労働安全衛生法 57条の2の通知対象物質

| 化学名 | CAS No. |
|---------------------------------|------------|
| アルミニウム | 7429-90-5 |
| ミネラルスピリット | 64742-81-0 |
| 芳香族系炭化水素 | 64742-95-6 |
| トリメチルベンゼン | 非公開 |
| キシレン | 1330-20-7 |
| エチルベンゼン | 100-41-4 |
| トルエン | 108-88-3 |
| オクタメチルシクロテトラシロキサン ³⁾ | 556-67-2 |

1) 2024年4月1日以降(基安化発0111第1号の要請に基づき記載)

2) 2025年4月1日以降(基安化発0111第1号の要請に基づき記載)

3) 2026年4月1日以降(基安化発0111第1号の要請に基づき記載)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法、いわゆるPRTR法)の
第一種指定化学物質及びその含有量排出把握管理促進法

| 成分 | 管理番号 | CAS No. | 濃度(%) |
|-----------|------|-----------|-------|
| トリメチルベンゼン | 691 | 非公開 | 1.6 |
| キシレン | 80 | 1330-20-7 | 24 |
| エチルベンゼン | 53 | 100-41-4 | 21 |
| トルエン | 300 | 108-88-3 | 20 |

4. 応急措置

吸入した場合:

新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい体勢で休息させること。
医師の診察、手当を受けること。

気分が悪いときは、医師の診察、手当を受けること。

皮膚に付着した場合:

直ちに汚染された衣類を脱ぐこと。

皮膚を速やかに洗浄すること。

多量の水と石鹼で洗うこと。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診察、手当を受けること。

医師の診察、手当を受けること。

汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。

水で数分間、注意深く洗うこと。

コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。

その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合は、医師の診察、手当を受けること。

医師の診察、手当を受けること。

眼に入った場合:

口をすすぐこと。

この液体は肺に入ると化学性肺炎の危険が増すので、吐き出させてはならない。

医師の診察、手当を受けること。

気分が悪いときは、医師の診察、手当を受けること。

吸入した場合: 咳、めまい、し眠、頭痛。

皮膚に接触した場合: 皮膚の乾燥、発赤。

眼に入った場合: 発赤、痛み、かすみ眼。

飲み込んだ場合: 咳、めまい、し眠、頭痛。

火気に注意する。

応急措置をする者の保護に

必要な注意事項: 有機溶剤用の防毒マスクを着用する。

医師に対する特別な注意事項: 安静に保ち、医学的な経過観察が必要である。

5. 火災時の措置

適切な消火剤:

小火災: 粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素、乾燥砂

大火災: 泡消火剤

使ってはならない消火剤:

水を消火に用いてはならない。

水の使用によって逆に火災が広がるおそれがある。

冷却目的で霧状水は用いてもよいが、消火に棒状水を用いてはならない。

火災時の特有の危険有害性:

熱、火花、火炎で容易に発火する。

加熱により容器が爆発するおそれがある。

特有の消火方法:

火災によって刺激性、毒性、又は腐食性のガスを発生するおそれがある。
引火性の高い液体及び蒸気
引火点が極めて低い。
消火作業は、可能な限り風上から行う。
危険でなければ火災区域から容器を移動する。
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

**消火活動を行う者の特別な保護具
及び予防措置:****6. 漏出時の措置****人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置:**

漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
関係者以外の入りを禁止する。
作業者は適切な保護具(「8. 暴露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。
適切な防護衣を着けていないときは、破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。
漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。
風上に留まる。低地から離れる。密閉された場所に立入る前に換気する。

環境に対する注意事項:

河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
環境中に放出してはならない。
少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。
少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。
大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所では燃焼を抑える事ができないおそれがある。

危険でなければ漏れを止める。
漏出物を取り扱うとき用いる全ての設備は接地する。
蒸気抑制泡は蒸発濃度を低下させるために用いる。
全ての発火源を速やかに取り除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

二次災害の防止策:**7. 取扱い及び保管上の注意****取扱い 技術的対策:**

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

局所排気・全体換気:

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。

安全取扱注意事項:

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。

容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等の取扱いをしてはならない。

接触、吸入又は飲み込まないこと。

眼に入れないこと。

屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。

ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。

環境への放出を避けること。

「10. 安定性及び反応性」を参照

取扱い後は手洗い、うがい等を行うこと。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

濡れた衣類は脱ぎ、完全に洗浄してから再使用する。

保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。

保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。

保管場所の床は、床面に水が浸入、又は浸透しない構造とすること。

保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設けること。

適切なためますを設けること。

接触回避:**衛生対策:****保管 技術的対策:**

| |
|---|
| 保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。 |
| 安全な保管条件: |
| 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。禁煙。 |
| 酸化剤から離して保管する。 |
| 容器は直射日光や火気を避けること。 |
| 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。 |
| 可能であれば施錠して保管すること。 |
| 指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵してはならない。 |
| 安全な容器包装材料: |
| 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。 |

8. ばく露防止及び保護措置

| | | |
|-------------------|--|---|
| 管理濃度: | 50 ppm | キシレン |
| | 20 ppm | エチルベンゼン |
| | 20 ppm | トルエン |
| 許容濃度(ばく露限界値) | | |
| 日本産業衛生学会(2023年版): | 25 ppm、120 mg/m ³ 50 ppm、217 mg/m ³ 20 ppm、87 mg/m ³ 50 ppm、188 mg/m ³ 0.5 mg/m ³ : 吸入性粉塵、2.0 mg/m ³ : 総粉塵 | トリメチルベンゼン キシレン エチルベンゼン トルエン アルミニウム(第1種粉塵) |
| ACGIH (2023年版): | TLV-TWA 10 ppm TLV-TWA 20 ppm TLV-TWA 20 ppm TLV-TWA 20 ppm TLV-TWA 1.0 mg/m ³ (R) | トリメチルベンゼン キシレン エチルベンゼン トルエン アルミニウム |
| 設備対策: | 蒸気の発生源や取扱作業場所には密閉系設備又は局所排気装置を設けること。 防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。 静電気放電に対する措置を講ずること。 この物質を貯蔵ないし取り扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。 | |
| 保護具 呼吸用保護具: | 適切な呼吸器保護具(防毒マスク(有機ガス用)、高濃度の場合、送気マスク・空気呼吸器等)を着用すること。 | |
| 手の保護具: | 適切な保護手袋(不浸透性保護手袋)を着用すること。 「厚生労働省HP 透過試験データー覧表」参照 | |
| 眼、顔面の保護具: | 適切な眼の保護具を着用すること「保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)」。 | |
| 皮膚及び身体の保護具: | 保護長靴、耐油性(不浸透性・静電気防止対策用)前掛け、防護服(静電気防止対策用)等の保護具を着用すること。 | |

9. 物理的及び化学的性質

| | |
|----------------|------------------------------|
| 物理状態、形状、色など: | 銀色液体 |
| 臭い: | 溶剤臭 |
| 融点／凝固点: | データなし |
| 沸点又は初留点及び沸点範囲: | データなし |
| 可燃性: | 可燃性液体 |
| 爆発下限界及び爆発上限界 | 下限 1.0～1.1 vol% |
| ／可燃限界: | 上限 6.0～9.0 vol% |
| 引火点: | 28°C |
| 自然発火点: | 432°C |
| 分解温度: | データなし |
| pH : | データなし |
| 動粘性率: | データなし |
| 溶解度: | [水]水に不溶。 [他]有機溶剤に溶解、分散する。 |
| 蒸気圧: | データなし |
| 密度及び／又は相対密度: | 0.96 |
| 相対ガス密度(空気=1): | データなし |
| 粒子特性: | データなし |

10. 安定性及び反応性

| | |
|-------------|-----------------------------|
| 反応性: | 通常の取扱いにおいては安定である。 |
| 化学的安定性: | 通常の取扱いにおいては安定である。 |
| 危険有害反応可能性: | 加熱により発火する。 |
| 避けるべき条件: | 流動、攪拌等により、静電気が発生することがある。 |
| 混触危険物質: | 強酸化剤と厳しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。 |
| 危険有害な分解生成物: | 加熱、高温 |
| | 強酸化剤、強酸、強アルカリ |
| | 加熱分解、燃焼により一酸化炭素、二酸化炭素等を生じる。 |

11. 有害性情報

| | |
|----------------------------|---|
| 急性毒性(経口): | 国連GHS分類では区分5に該当するが、対象国(日本)危険有害性区分補正処理により、区分5から区分に該当しないとする。しかし、毒性が未知の成分が含まれているため、分類できないとした。 |
| 急性毒性(経皮): | 国連GHS分類では区分5に該当するが、対象国(日本)危険有害性区分補正処理により、区分5から区分に該当しないとする。しかし、毒性が未知の成分が含まれているため、分類できないとした。 |
| 急性毒性(吸入:気体): | 区分に該当しない。(分類対象外) |
| 急性毒性(吸入:蒸気): | 急性毒性推定値(ATEmix)が $>10\text{ mg/L}$ であり、 20 mg/L 以下そのため、区分4とした。 |
| 急性毒性(吸入:粉じん及びミスト) | 有用な情報がなく分類できない。 |
| 皮膚腐食性／刺激性: | トルエン:区分2 キシレン:区分2 アルミニウムペースト:区分2 区分2の成分が10%以上そのため、区分2とした。 |
| 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性: | トルエン:区分2B エチルベンゼン:区分2B キシレン:区分2 アルミニウムペースト:区分2A 区分2A及び2Bの成分の合計が10%以上そのため、区分2とした。 |
| 呼吸器感作性: | 有用な情報がなく分類できない。 |
| 皮膚感作性: | 有用な情報がなく分類できない。 |
| 生殖細胞変異原性: | 有用な情報がなく分類できない。 |
| 発がん性: | エチルベンゼン:区分2 区分2の成分が1.0%以上そのため、区分2とした。 |
| 生殖毒性: | トルエン:区分1A エチルベンゼン:区分1B キシレン:区分1B 区分1Aの成分が0.3%以上そのため、区分1Aとした。 追加区分物質である「トルエン」の濃度が0.3%以上そのため、追加区分とした。 |
| 生殖毒性・授乳に対する 又は授乳を介した影響: | 区分1 中枢神経系、呼吸器系、腎臓、肝臓 区分3 麻酔作用 |
| 特定標的臓器毒性(単回ばく露): | 区分1 神経系、聴覚器、呼吸器系、腎臓 |
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露): | 動粘性率のデータはないが、区分1に該当する物質が10%以上含まれていることから、本液においては区分1とした。 |
| 誤えん有害性: | |

12. 環境影響情報

| | |
|------------|--|
| 生態毒性: | 水生環境有害性 短期（急性） 【加算法】((毒性乗率 $\times 10 \times$ 区分1) $+$ 区分2)の成分合計が濃度限界(25%)以上のため、区分2とした。 |
| | 水生環境有害性 長期（慢性） 【加算法】((毒性乗率 $\times 10 \times$ 区分1) $+$ 区分2)の成分合計が濃度限界(25%)以上のため、区分2とした。 |
| 残留性・分解性: | データなし |
| 生体蓄積性: | データなし |
| 土壤中の移動性: | データなし |
| オゾン層への有害性: | 有用な情報がなく分類できない。 |

13. 廃棄上の注意

化学品、汚染容器及び包装の安全で、かつ環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報:

- ・廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従う。
- ・都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
- ・廃棄物の処理を依託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。
- ・容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
- ・空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去する。

14. 輸送上の注意

国際規制

| | |
|----------------------------|--|
| 海上輸送: | IMOの規定に従う。 |
| 航空輸送: | ICAO／IATAの規定に従う。 |
| UN No. (国連番号): | 1263 |
| Proper Shipping Name (品名): | Paint Related Material (塗料関連物) |
| Class (国連分類): | 3 |
| Packing Group (容器等級): | II |
| 輸送又は輸送手段に関する 特別の安全対策: | 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載する。 危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動搖を起こさないように運搬する。 輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 重量物の上積みしない。 |

国内規制がある場合の規制情報:

| | |
|--------------|--------------------------|
| 陸上輸送: | 消防法等、該当法に定められた運送方法に従う。 |
| 海上輸送: | 船舶安全法等、該当法に定められた運送方法に従う。 |
| 航空輸送: | 航空法等、該当法に定められた運送方法に従う。 |
| 緊急時応急措置指針番号: | 128 引火性液体(水不溶) |

15. 適用法令

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険有害物

| 化学名 | CAS No. |
|---------------------------------|------------|
| アルミニウム | 7429-90-5 |
| ミネラルスピリット | 64742-81-0 |
| 芳香族系炭化水素 | 64742-95-6 |
| トリメチルベンゼン | 非公開 |
| キシレン | 1330-20-7 |
| エチルベンゼン | 100-41-4 |
| トルエン | 108-88-3 |
| オクタメチルシクロテトラシロキサン ³⁾ | 556-67-2 |

1) 2024年4月1日以降(基安化発0111第1号の要請に基づき記載)

2) 2025年4月1日以降(基安化発0111第1号の要請に基づき記載)

3) 2026年4月1日以降(基安化発0111第1号の要請に基づき記載)

がん原性物質 : 該当せず

濃度基準値設定物質 : 該当せず

皮膚等障害化学物質 : トルエン、キシレン、エチルベンゼン(特化則等)

危険物 : 引火性の物 (施行令 別表第1)

有機溶剤中毒予防規則 : 第二種有機溶剤、第三種有機溶剤

特定化学物質障害予防規則 : 第2類物質 エチルベンゼン

消防法 : 危険物 第4類 第一石油類(非水溶性液体) 危険等級Ⅱ

毒物及び劇物取締法 : 非該当

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法、いわゆるPRTR法):

第1種指定化学物質

| 成分 | 管理番号 | CAS No. | 濃度(%) |
|-----------|------|-----------|-------|
| トリメチルベンゼン | 691 | 非公開 | 1.6 |
| キシレン | 80 | 1330-20-7 | 24 |

| | | | |
|---------|-----|----------|----|
| エチルベンゼン | 53 | 100-41-4 | 21 |
| トルエン | 300 | 108-88-3 | 20 |

船舶安全法： 引火性液体類

(危険物船舶運送及び貯蔵規則 第3条 告示別表第1)

航空法： 引火性液体

(航空法施行規則 第194条 告示別表第1)

16. その他の情報

参考文献：

- 1) 独立行政法人 製品評価技術機構(NITE) GHS分類結果
- 2) JIS Z 7252:2019「GHSに基づく化学品の分類方法」
- 3) JIS Z 7253:2019「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」
- 4) 許容濃度の勧告(2023)、日本産業衛生学会
- 5) Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices、ACGIH(2023)
- 6) (株)タセト 社内資料 (原材料SDS)
- 7) 本データシートの最新版は、下記のホームページにてご確認ください。
<株式会社タセトホームページ//<https://www.taseeto.com>>

記載内容の取扱い

本データシートは、製品の安全性に関する要求事項を記載しています。

本データシートは、製品の安全な取扱いを確保するための「参考情報」として、作成時点で当社の有する情報を取扱事業者に提供するものです。取扱事業者は、この情報に基づいて、自らの責任において、適切な処置を講ずることが必要です。

従って、本データシートは、製品の安全を保障するものではなく、本データシートには記載されていない、当社が知見を有さない危険性及び有害性のある可能性があります。